

広報 肱川

主な目次

- スポーツでつなぐほのぼの3世代……2ページ
- 肱川中にしし学習機材を導入……3ページ
- 9月定例議会報告……4～6ページ
- スタートした世界農林業センサス……7ページ
- 狩猟事故・違反をなくしましょう……8ページ
- 住まいの省エネルギー……9ページ
- お知らせ……10ページ



料理・健康・衛生等について学習
する小藪健康教室のみなさん

11月号

スポーツでつなぐほのぼの二世代会

ちびっ子牛鬼祝福の乱舞

老人スポーツ大会

朝から時折小雨がばらつき、師走の空を思わせるようなはだ寒い一〇月二一日、愛媛県の老人クラブでは恒例の第八回老人スポーツ大会を、肱川中学校で盛大に開催されました。

このスポーツ大会は、おとしよりが幸せの最大の条件である健康づくりを自ら考え高めていくという目的で、昭和四十七年から毎年、県下各地へ会場を移しながら開催されて来ました。

今年、県下五つの会場に分れて行われることになりましたが、肱川町では大洲市、喜多郡



(カッパスタイル百選)

の一市五カ町村が集って楽しい一日を過ごしました。

競技は、市町村各一チーム、肱川町のみ四チームを編成し九チームの対抗で行われましたが「支え合って行こう」、「カンパロッキ大会」、「二人でボトルを」

等おとしより向きの楽しいものばかりでした。

しかし、とてもおとしよりとは思えぬ程熱戦が展開され、中

でも大洲市、長浜町、内子町等大きな市町村から送りこんで来た選手団の活躍はめざましく、常時トップ争いに熱がこもりました。



西遊記に夢を託して(オラがクラブのニューモード)

そして特筆すべきは、婦人会の皆さんによる「新郎新婦」が二組登場、さらに、子子林幼稚園の園児達による「ちびっ子牛鬼」の乱舞は、約七〇〇名にのぼる場内の皆さんから、やんやの声援と喝采をうけました。

一方、「おらがクラブのニューモード」という団体種目では、肱川町の六つの老人クラブが、それぞれに趣向をこらした素晴らしいニューモードを披露しました。小藪、中野老人クラブは「現代の浦島太郎」。今年八八才の米寿を迎えられた藤川卯市さんがモデルを演じました。

また、婦人会、青年団、老人クラブ、来賓の皆さんによる「皆さんで仲よく」は本当に仲よく、なごやかに、町外のおとしよりも大勢加わった「肱川音頭」で大会は大きく盛り上がり、ほのぼのとした雰囲気会場いっぱいになりました。



「ワッショイ・ワッショイ」ちびっ子達も牛鬼で祝福

また、午後はゆつくりと、疲れをいやしながら、肱川町の伝統的民俗芸能「しめ神楽」の公演にたつぷり酔い、特に町外のおとしよりは、肱川の里の味を満喫されたことでしょう。

山深い肱川で行われた県のスポート大会も、このように、婦人会、青年団の大きな協力で、これこそ三世代あたにかい交流、そして、幼稚園児達が花をそえ、公民館、商工会、教育委員会、肱川中学校、各小学校等多くの機関団体の応援によって、県スポート大会を知る関係者が、まさに県下の見本と舌をまくほどの盛況のうちに幕を閉じました。

ここに、本大会の開催にあたり、それぞれの立場でご支援、ご指導をいただきました機関団体をはじめ、多数の町民の皆様に、老人クラブ連合会より厚くお礼を申し上げます。

集音マイク

○交通安全を願って、安協婦人部が交通安全屋を開設。青年団員も手作の「折り紙」をプレゼント、ドライバーも一息ついてつぎの町へ……。(高砂)

○複雑多様化した現在の生活環境ではやはり常備消防、九人の隊員と近代的な装備を以て業務開始これで予消防。救急業務も万全。(弘法)

○八〇年代の政治路線を選ぶと言われた第三五回総選挙は、全体的に低調の中で、当町は、九一三二%県下でも六番の好投票率を修めた。(弘法)

○大洲市・喜多郡の高校生と肱川中学生の応募作品六九点の力作を審査、十二点の入選を選ぶ。(弘法)

○55総体漕艇ボスター審査会
○正山分館四年連続優勝ならず、おしくも一点差で子子林分館が逆転優勝。快晴にめぐまれ、町民多数の参加により盛大に行なわれました。(弘法)

○「私達はスポーツ精神に則り正々堂々と、そして楽しく戦うことを誓います」選手代表の宣誓に婦人青年から万雷の拍手と声援。まさに三世代による県老人スポーツ大会はなごやかに楽しく、そして盛会。(弘法)

○園児一二人、一同に集まって歌やゲーム、人形劇で楽しい一日、お友達もたくさんできました。(弘法)

(弘法)

英語教育のエキスパート

英語学習の新しい方法として、LLという機器を利用して外国語を習得することが米国等では普通に行われています。

しかし、わが国では、高額の費用を要するの地方では限定された学校が使用しているのが実情です。

肱川中学校ではこの機器を導入することになり、先日設置作業が終わりました。

この機器は、外国人が他国の言語を個別にスピードをあげて学習するものとして発達してきました。

主な機能を挙げてみると……
○教師と生徒が、他の生徒に聞こえない状態で二対一の対話（指導）ができる。

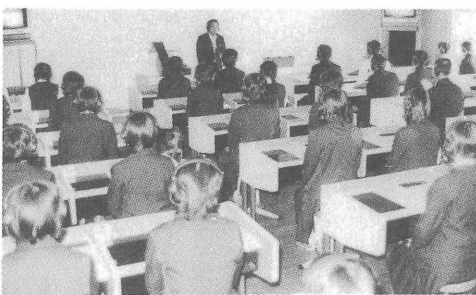
一生徒が先生と話しをしたい時、コールボタンを押せばラングで教師に呼びかけることができる仕組になっている。

教師が全生徒の場合も他の例えば参観者に対話内容を知られることなく授業を進行できるようにできている。

○教科書の英文、教師の描く絵や文字が教材提示装置を通して即時にテレビに放映できる。

○自分の学力に応じた教材を選択して自学自習ができる。（教材作成が教師の数も少ないのでこの学習法には困難がある）
○ビデオコーダーで、他種類の

教材を備蓄しておいてこれと同時に放映できる。



LLで学習する生徒達

○教材の中の英文（外人が吹き込んだ英文）例えば文と文の空時間間を思うように長くしたり短かくしたりできる。

外人が読んだ英文の所要時間の倍率を自由に調節して、生徒がその英文を読むのが楽になるようにできる。

○生徒各人の学習状況を生徒に邪魔にならぬように観察できる。生徒が気ままに遊ぶことはできぬようになっている。

○生徒各人の机の中にテープコーダーが組み込まれている。右の例は思いつくまに述べた機能の一部であります。

れらが教師側のボタン一つで自由に操作できることが第一の特長でしょう。

とも角も英語は中学校段階では興味を持続を前提としています。

本校英語学力の向上は痛感される要求事項でもあり、有効に活用してゆきたく考えています。

この機器は読むこと、話すこと、聞くことの向上にあり、入学試験は書くことが中心であることも留意しておきたいと考えます。

各地区にモノレールと乾燥機を設置

新農構事業

肱川町の新農構事業の特長の一つは農家同士で組織を作り、自らが事業主体となつて機械施設等を導入することです。

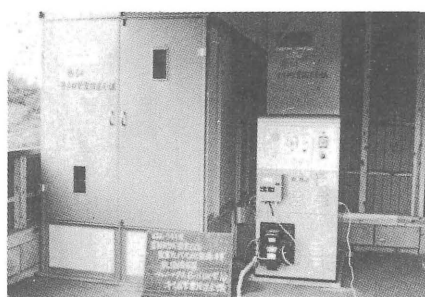
町内を五地区に分けて地区営農推進会議をつくり、いろいろ

事業を実施することになっています。

今年にはモノレールと椎茸乾燥機を設置することになり、農協、森林組合の系統購入によってこのほど設置しました。

施設の導入状況

地区営農推進会議名	モノール	乾燥機	その他
宇和川営農推進会議	2基	1台	堆積舎 1棟
大谷営農推進会議	2基	1台	トラクター 2台 農産物集出荷施設 1棟
予子林営農推進会議	2基	1台	
岩谷営農推進会議	2基	1台	
鹿野川営農推進会議	2基	1台	



予子林に設置された椎茸乾燥機



一口医学

食生活の改善

一、漬物について

漬物は、一日一切れ。長期保存型のもより一夜漬の方が一般に食塩量は少ない。醤油や食塩をかけて食べないようにする。

二、汁物について

うす味とし一日一杯以内。かけそばやうどんかけの汁はなるべく飲まないようにする。

三、調味料（少量の食塩を上手に生かす工夫）について

減塩醤油、酢醤油、だし割醤油、かつおぶし等を用いる。酸味を上手に使う。香りのある材料を使う。焼肉などはこげ味にし香ばしくしてたべる。塩焼きにしない。魚などは味をつけないで調理してたべるときに醤油を使う（少量）。おかず3品なら一品のみ集中的に味をつける。化学調味料の中には塩分がかなり含まれているので使用上注意する。食卓に食卓塩を置かないようにする。

四、調理法について

食塩及食塩含有食品は、正確に計算することが望ましい。レモン、酢などで酸味を利用した味付けにする。適量の香辛料を用いる。食塩含有量の多い味噌、醤油、バターには無塩食品を使う。植物油を利用した副食をとる。食卓に食卓塩をおかない。かくし味に注意する。

五、まとめ

子供のうちから食塩を少なく塩味のうすい食生活に慣れさせるようにし、強い意志と実行力をもって家族ぐるみで効果ある食生活の改善をはかりましょう。

9月定例議会

国保条例の一部改正で 助産費一二月から八万円

肱川町の九月定例町議会は、総選挙などのため、一〇月一六日から三日間の日程で開かれ、昭和五十三年度決算認定、条例案件二件、予算案件三件、陳情二件を審議して、陳情を除く他の案件は、原案どおり認定、可決しました。

行政事務に対する一般質問は、三人の議員が九項目について行い、町長（一項目は教育長）がそれぞれこれに答えました。

なお初日には、婦人会予子林分会の幹部の皆さんが、熱心に傍聴されました。

町長、各委員長の報告事項、一般質問事項、議決事項の概要は次のとおりです。

一般質問事項

○同和対策について

問 当町の同和対策事業は、地区道路、集会所など、すでに二二件、約三億一千万円を行い、地方改善の実績もあがり、教育面も国の施策にそって実施され、いずれも喜ばしいと思っている。しかしながら、一部住民の中には、町民に同和対策特別措置法の主旨が、充分に理解されていない向きもあり、行政として

更に努力をすべきだと考えている。

町内の機関団体職員に、地区内の者も採用するようにされたいし、身障者の雇用についても併せて配慮されたい。

次に事業に係る用地買収費、物件補償費が、他の事業のものと比較してみると、低額になっている理由は何か。またこれらの支払時期が、工事終了後になっているが、今後は工事着工前に支払い処理をするようすべきではないか。

答 同和問題は、国民すべての責務と受止め、特別措置法の理念、目標が速力に達成されることを念願している。

町長就任以来、同和対策事業に対しては、特に意をもちい積極的な推進をはかっている。一部地区において事業がストップしているのは、地区の意向によつてそのしているの他意はない。問題があれば地元議員、有志の協力を得て、解決している。

就職のことは、町職員採用の場合でも、公募すること原則にしている。志望者は応募をしてもらいたい。身障者の方についても差別する考えはない。

事業に關係する土地買収費は、地区の売買価格などを参考にしている。適正価格と理解している。その意味で町内でも地域によつて、額に格差がある。物件補償費は、定められた基準に基いて算定している。差はない筈と思つてゐる。

これらの支払いは、国庫の補助金が工事完了後交付される関係もあつて、すべて借入金で処理するので、いつも遅れていたが、今後は早期に支払うよう努力していきたい。

○農業後継者などの就職問題について

問 町内の農業後継者は少なく、部落によつては若者はおらず、高齢者がばかりのところもある。青年達も以前と違って、県外へ出ることを好まず、家から通勤を望んでいるのが実情である。

農家の経営状況は、ほとんどが兼業でやらざるを得ないので、地元に残りたい者、県外から帰ってきた者の、就職を斡旋するため、役場に就職指導室のようなものを設けてはどうか。

答 農林業を主体とする農業後継者については、各種の農林業振興施策を活用し、意欲をもつて取組んでもらいたい。

就労の場をひろげるため、企業の誘致や、地場産業の振興によつて、働く場所が少しでもふえるのを念頭において、常に努力しているが、現下の情勢ではなかなか実効が上らない。宅地造成並びに公営住宅新設など、定住しやすい環境作りは更に講じていく考えである。

就職指導室の設置は、町内に事業体が少ないので、設けても機能が発揮できない。今後の課題としたい。



議場（理事者側）

○生活道のないところへ、町単事業の道路新設について

問 町内にはまだ生活道路のない家がある。町の補助規程では受益者が一人の場合、町単事業に該当しない。

本人は、ブルドーザー施工による道路の新設を希望している

が、生活道に限って町単事業として取り上げてはどうか。

答 町内全戸へ道路が通じることは、私の念願であり主旨には賛成である。

町では各般に亘る事業に対し、地域振興事業費補助金及び分担金規程によつて、助成しているが、この規程では、純然たる個人の利益に係るものは、補助ができない基本的な考えがある。と言いつても、道路がないのでは、日常生活にも支障があると思われるので、その辺の実態調査もして、質問にあつた道路に限つて、この規程の適用ができるか、町民の合意と理解が得られるか、その整理も必要であり、検討することにした。

○主要連絡道路 広常一師走野線の改良舗装について

問 この路線は、最近交通量もふえ、ダム周辺の国道の改良工事が始まると、代替線ともなり大谷地域へ通じる重要道路である。

これに対応して、僅かな経費でできる幅員の拡張工事と、単年度では無理と思うが、町道一級線の感覚をもつて、舗装を実施されてはどうか。

答 国道の改良では、交通がストップすることがない工法がとられるので、多少渋滞することあつても、大きな支障はない。その理由で代替路線になる期待はもてないと思える。

町としては、町道一級線に準

して取り扱うことには疑問があつてやれない。やるとしたら一部地域が良くなることもあり、規程に基く事業として、地元から申請があれば取り上げることになっていた。

○ 主要な通学路の整備について

問 児童数の減少などによって、小道ではあるが主要な通学路の管理が、近年特に不完全である。以前に正山小学校の通学路を簡易なコンクリート舗装をして、好評を得関係者は喜んでゐる。については主要な通学路を、これに準じて整備されてはどうか。

答 町の規程によつて、通学路の防災工事に係る助成はしているが、舗装は含まれていない。教育委員会では、防犯ベルの携帯、広い道を通る指導もしている。

問 町道の認定を受けている道路は、一般的な手続きをすれば計画に入れて舗装をするが、その場合は当然一部負担をお願いすることになる。認定外の道路については、通学路としての利用状況など検討して、処置することにする。

○ 主要連絡道路新設の第二次計画の策定について

問 第一次に策定した五つの路線の進捗状況は、順調に進んでいるようであり、本事業は関係住民より大変好評を受けている。これらの地域以外の住民から、

新たに適する路線を選定して、地域開発のためにも、この際第二次計画の強い要望もあるが、策定することとしてはどうか。

答 町として、主要連絡道五線、幹線林道六線を、町費をもつて新設することになっている。事業は現在半ばを終った段階である。

これらの路線は、道路としての基幹的役割りを果す性格のもので、これ以外は余りないと考えている。若し該当するような路線があれば、審議する機関において検討し、将来追加するようにした。

○ 町有林の管理について

問 町有林の管理は、全面的に森林組合へ委託しているが、町や組合の係は替るし、やはり指導は森林組合へお願いし、直接の管理は、それぞれ地区の適任者へ委託する方がよいように思う。

境界にしても、完全な境界杭を立てて、管理の徹底をはかられたい。

答 現在町有林の管理は、森林組合と委託契約をし、適切な管理を熱心にやつてもらっている。

町有林は、一筆缶には面積も狭く、分散しているし、現下の労務情勢から言つても、現地で適任者を選び、管理を委託するのは難かしい。提言の点は参考にした。

境界杭は、本年度予算化もしており、何年か内に全部の杭打ちをして、境界を明確にし、

管理の万全を期したい。



大洲高校脇川分校

○ 大洲高校脇川分校の移転と跡地利用について

問 長い歴史のあるこの分校を、運動場の広い環境のよい高砂へ移転をし、この際陳情をして全日制の高校にすれば、教育効果も上がるのと、脇川町のためになる人材の養成もできると思う。現在当町から約一六〇名、河

辺村では約一〇〇名が、町外の高校へ行っているのが、町内にすぎ止めることにもなる。

そして分校跡地は、交通網の基点となるバスターミナルにすれば、交通機関が所有している土地の利用もでき、町発展につながるのではない。

答 分校のことは提言に賛意の点が多い。

しかし、現在分校の生徒数は激減している状況であり、県教

育委員会が県高校教育振興協議会に對して、高校教育振興について先に諮問されており、遅くとも二月には答申がある予定で、その中で小規模の定時制高校をどうするかと言つこともある苦で、それらをふまえて今後のことは検討したい。

長い伝統と優秀な人材を出している学校であり、町としてはあくまで存続に努力していきたい。将来は今の施設ではいけないので、移転の場所として高砂も候補地と考えている。

跡地利用は仮定のことであり今申すことはどうかと思う。これからの交通事情も変わってくるので、参考意見として聞かせてもらう。

○ 中学校の後援会について

問 先に部落長を通じて中学校後援会加入について話が合った。私は以前から義務教育費は、公費で賄うよう言ってきたが、今回のことは卒直に申すと寄附集めの手段とらえている。

P.T.A.、愛護班などの会費を出している上に、今度の後援会費の集金は、世話をする人は大変困つたと聞いているが、教育委員会としては、どのように考えているのか。

答 中学校後援会に多数の方が協力いただき感謝をしている。

後援会の話が出た発端は、生徒の学力向上と根性作りを考え、課外活動を積極的に行う経費に充当のためお願いした。

行政・学校・父兄の三者が一体となつて、協力体制を作るのが、子供のためになるものと考えている。

当初は生徒の保護者へお願いする苦のものが、結果的にはほとんどの人が、加入されたことになった。後援会的主旨説明が足らなかつたりして、一部には強制したような扱いになつたかもしれない。今後不適切となれば、改善策を講ずることにする。

議決した事項

一、昭和五三年度決算認定一般会計と特別会計を合算すると、歳入一四億七千四五一万四千四三円、歳出一四億三千二一八万八千八百二〇円、差引繰越額四千三百二十九万一千六百三十三円を認定した。

なお福田監査委員から、予算の目的にそつて適正に処理されていると、監査意見がつけ加えられた。

二、退職手当特例条例の廃止町職員の新陳代謝を円滑にするなどを目的として設けていたこの条例を、一〇月二〇日付で廃止することになった。

三、国民健康条例の一部改正助産費（出産のとき）は現行六万円になっているが、一二月一日より八万円に引上げるも六ページへつづく

昭和53年度決算の状況

(単位 円)

事 項	歳 入	歳 出	繰 越
一般会計	1,011,501,185	984,911,282	26,589,903
国保会計	185,112,588	170,173,531	14,939,057
水道会計	225,640,984	225,436,389	204,595
給食会計	35,219,677	34,956,928	262,749
車輛会計	8,367,352	7,137,294	1,230,058
住宅会計	8,668,657	8,603,396	65,261
合 計	1,474,510,443	1,431,218,820	43,291,623

昭和54年度予算の状況

(単位 千円)

事 項	今回補正額	累 計 額
一般会計	81,557	1,315,611
国保会計		191,000
水道会計	500	22,883
給食会計		35,600
車輛会計	610	9,510
住宅会計		471
合 計	82,667	1,575,075

四、一般会計などの補正予算
一般会計の歳出の主なもの、
見の越部落集会所新設、硯地区
などのテレビ共同受信施設、
養蚕営農集団育成、簡易コンク
リート舗装、広域消防関連施設、
中学校英語教材備品、農業施設
災害復旧事業費等八千一五五万
七千円を追加した。
簡易水道特別会計は、名荷谷
地区水道事業の水源調査費を補
正し、車輛特別会計では、運行
業務委託料六一万円を計上し

報 告 事 項

一、町長行政報告

五、心身障害者福祉年金条例
制定の陳情
文教厚生常任委員会へ付託し、
継続審査をすることにした。
六、建設業について陳情
理事者へも陳情書が提出され
ており、議会としては係りがな
いと判断し、不採択となった。

五十崎町の
大野水産が、
当町へ水産加
工施設を設け
る希望がある
ので、関係者

と協議をしながら、誘致の話し
合いを進めている。
場所は、萩野尾を予定してお
り、労務は男女を問わない中高
年齢者と聞いている。
当初は第一次加工であるが、
順次第二次加工にもつていかれ
る期待をしている。操業は来
年四月頃と思っております。

二、総務常任委員長報告
総務常任委員会では、町有林
を本年度二回に分けて視察す
ることになっているが、第一回を先
日行った。
町有林の管理状況は、おおよ
ね良好であるが、嶽山について
は地理的なこともあって問題は
あるが、取り敢えずカズラ切り
をして、過疎林道が通過した時
点で、徹底的に間伐、除伐など

を実施するのが最善の方法と、
理事者へ提言した次第でありま
す。

三、産業常任委員長報告

産業の振興と企業誘致の研究
のため、先に日吉村、城川町を
町長と当委員会委員などが視察
をした。

日吉村では、村が私有地を買
収していたものを、国道の付け
替え用地にしたり、新しい部落
造り敷地にしておりました。不
便な辺地の部落を、集団で移転
させる事業は、かなり思い切っ
た構想と感じました。

次に城川町内の三つの企業を
訪問し、工場の見学と責任者か
ら内容の説明を聞きましたが、
各企業とも地元に着し堅実な
経営をしている様子がうかがえ
た。また従業員も働きざかりの
中年層が多く、町の受入れ体制
の熱意も察せられた。

今後当町としては、企業の誘
致は難かしいと思われる。どう
しても町内の有志が企業を起こ
すことの、二本立の考え方で、
企業に取り組むべきだと思いま
す。

四、水道事業特別委員長

先般委員会を開き、町長より
提議された案件の審議をしたの
で、その状況を報告する。

以前から議会からも要望して
いた町全体の水道基本計画の策
定で、その内容は、地域に適合
し、将来効率的に運営できるか

など、格別異論はなかったが、
机上計画であるため、現実の問
題としては、水源の確保、水利
権の合意などが、今後の課題と
なる。

次に水不足に悩んでいる名荷
谷地区の水道事業は、本年度計
画を立て、昭和五五年度に事業
を行う予定で、地元組織され
ている委員会を通じて、給水の
範囲、水源地の選定をして、早
急に本設計に着手することを了
承した。



議会傍聴も学習のひとつ(婦人会予子林分会のみなさん)

自動車保険に

加入していますか

車をお持ちのみなさん、自動車保険に加入しておられますか。もし、強制保険に入っていない自動車、または原動機付き自動車を運転する、違反点数六点で、それまで無事故・無違反の人でも直ちに免許停止になります。自動車保険への加入は、運転者の義務です。

必ず入りましょう。交通事故を起こしてからでは遅いのです。

自動車保険には、強制加入のものとして任意加入のもの、二種類あります。

① 強制保険 — (責任保険)

法律によって義務づけられているもので、自動車および原動機付き自動車はすべて加入しなければなりません。

事故を起こして他人を傷つけたり、死亡させたりした場合、被害者に対する賠償金が保険金の限度額内で補償されます。

補償される保険金の限度額(一人につき)は、死亡の場合は最高二千万円、傷害で一〇〇万円となっています。

また、後遺症については、障害の程度によって七十五万円(第一四級)から最高二千万円(第一級)までの保険金が支払われます。

この保険は、損害保険会社で取り扱っています。

② 自動車損害賠償責任共済 (責任共済)

これは農協および農協連合会で扱っているものですが、保険の内容、保険金などは、責任保険と同じです。

— 任意保険 —
強制保険は、保険金額や補償範囲に限度があり、必ずしも十分とはいえません。

とくに最近、賠償金の額が、強制保険の保険金を上回るケースが多くなっています。

この「不足分」をカバーするのが任意保険です。

また、任意保険は、車がこわれた場合の補償や自分自身の傷害など、強制保険では補償の対象とならない事故もカバーできるので便利です。



スタートした 1980年世界農林業センサス

一九八〇年世界農林業センサスは、昭和五五年二月一日を期して全国一斉に行われますが、その準備調査はすでに着々と進められています。

このセンサスは、昭和二五年から一〇年毎に実施されているものです。

今日の経済基調の変化のもとにおける農林業、農林業及び農村をとりまく諸条件は、厳しいものがあります。

この調査はこのような情勢の中にあつて、農林業と他産業との調和のある健全な発展を図るための諸施策を、総合的に推進していくうえの基礎資料を得ることを目的としています。

また、今回のセンサスは、国際連合食糧農業機関が提唱する世界センサスに我が国も参加して、農林業の姿を世界的な視野からとらえるという重要な任務が課せられており、大きな意義があるといえます。

農家、林家並びに関係事業者のみなさん方は、このセンサスの意義を十分に理解されて、調査に積極的なご協力をお願いします。

1980年世界農林業センサス調査概要

④調査対象数は、愛媛県分である。

調 査 の 名 称 (調査期日)		調 査 の 対 象	調 査 事 項	
農 業 事 業 体 調 査	農 家 調 査 (S55.2.1)	調査日現在の経営耕地面積が西日本では、5アール以上(東日本10アール以上)ある世帯か、過去、1年間の農産物総販売額が10万円以上であった世帯 (約10.5万世帯)	1 世帯員(就業状況、兼業の状況) 2 土地(経営耕地、耕地以外の土地) 3 収穫面積、果樹園面積 4 施設園芸	5 家畜、養蚕 6 農業雇用労働、農業生産組織、請負作業 7 農用機械 8 農産物の販売 9 林業
	農家以外の農業事業体調査 (S55.2.1)	協業経営、会社、学校等農家以外の農業事業体で、規模は上記農家調査に準ずる。 (約160事業体)	1 農業事業体の種類 2 経営主位部門とその規模 3 土地及び土地の利用状況 4 農作業の請負	5 労働力 6 家畜の飼養状況 7 農用機械 8 農産物の販売金額
農 業 集 落 調 査 (S55.2.1)		約3.3千集落	1 農業集落の戸数(農家数、非農家数) 2 農業集落と都市との関係土地 3 農業集落の土地(基盤整備)状況等	4 農業生産の諸組織(農業生産組織) 5 農業集落の運営 6 生活環境(道路交通、保健衛生)
林 業 事 業 体 調 査	林 家 調 査 (S55.2.1)	調査日現在の保有山林面積が農家林家10アール以上、非農家林家1ヘクタール以上ある世帯 (約5.7万世帯)	1 山林面積(保有山林、山林の増減等) 2 林業従事世帯員数	3 林業労働と育林作業等 4 林産物販売状況 5 林業の主業
	林業以外の林業事業体調査 (S55.2.1)	会社、社寺、共同、団体、財産区、慣行共有、市町村、地方公共団体の組合、国及び特殊法人等の林家以外の林業事業体1ヘクタール以上。 (約5千世帯)	上記1～5に次の事項が加わる 6 会社の主業 7 慣行	
林 業 地 域 調 査 (S55.2.1)		234市町村	1 土地面積と林野利用 2 民有林の樹種別、年齢別面積 3 林業の生産活動と各種事業体	4 林業労働 5 林業団体等の活動状況等

狩猟事故・違反を

なくしましょう

猟期は二月一五日まで

一月一五日から狩猟が解禁されています。

昨年、休猟区で狩猟をしたり、禁止時間内に狩猟をした違反が目立ちました。

狩猟に伴う違反や事故は、注意をすれば十分防ぐことができますから、次の点に注意しましょう。

一、出猟前に狩猟登録証、狩猟者記章、狩猟地図、銃砲所持許可証を持ったかどうか、また猟場に来たときには禁止区域でないかどうか、銃砲の禁止時間内ではないかどうか確認する。

二、獲物に出会ったら、色や形、

愛媛県では、県内で生産される物品に対する県民意識の高揚と消費の増大を図るため、県民総ぐるみで県産品愛用運動を展開しています。

いま一度見直せ

愛媛の県産品

皆さんの家庭職場ではどのような県産品を使っておられますか。

私たちのふるさと愛媛には、古い歴史と伝統を継承した特産品、ふるさとの風土と自然がしみこんだ農林水産物、創意と工夫によって生産される

飛び方、鳴き声等をよく判断し、保護鳥獣はとらない。

三、農耕地等作物のある土地で狩猟する場合には、土地所有者等の承諾を必ず得ること。

また土地所有者等から請求があった場合は、狩猟者登録証を呈示する。

四、銃器は、出猟前に点検し、機能の完全なものを使用する。

五、弾丸は、発射の必要の起こる直前まで装填せず、発射の必要がなくなったら脱包する。

六、銃口は、絶対に人、家畜、建物、車等に向けない。

七、足もとや前方、側方の安全

工業製品など、すばらしい県産品がたくさんあります。県産品の良さを見直し、みなさんに積極的に使用していただくために、毎年一月

を「県産品愛用強化月間」と定め、愛媛の県産品を広く紹介し、その

需要を促進する県民運動を展開しています。県産品の愛用について、みなさんのご協力をお願いいたします。

に注意して発砲する。八、集団で狩猟するときは、共

猟者の位置を確認する。九、酒気を帯びて狩猟しない。十、初心者、必ず経験者と一緒に出猟し、指導を受ける。今年度の猟期は、以上のほか

相手の立場を考えて

豊かな人間関係を

一二月四日から一〇日までの一週間は人権週間です。

人権とは「すべての人間が幸福な生活を営むのに必要な人間としての権利」だということです。

人権週間は、国民のすべての人が持っている人権を一層大切にし、また他人の人権を犯していないかを反省してみる週間です。

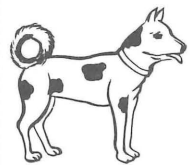
あなたは、自分の権利ばかりを主張していませんか。まわりの人の立場も考えて行動していますか。

今年の人権週間では、(一)人権の共存(二)お互いに相手の立場を考えて、豊かな人間関係をつく

狩猟道徳にも十分注意をして、

二月一五日の終了日が

迎えられるようご協力をお願いいたします。



犬の事故防止 ②

不用意に近づいたり

エサを与えない

犬は、飼い主やかわいがってくれる人には従順であっても、

知らない人に対しては、なじまないことが多く、獣性を秘めた

動物であることに変わりありません。番犬として役立つのもそのためです。

犬は縄張りを侵されたり、危害を加えられたとき、またはそのような恐れを直感するときは防衛本能から、逃げて身を守るか逆に攻撃に転じます。

というのも、犬には、相手が強い弱いを見抜く力があるのです。

事故の被害者が、子供・主婦・お年寄りの順に多く、男性が少ないのがそのためです。

また、犬は、狩猟本能の強い動物です。

子供などが、犬を見て急にかけ出したりすると追いかけて、抑えこみ、かみついたりするのは、猟犬としての習性のあらわれです。

その上、血を見ると、ますますいきりたつという狂暴性を秘めています。

また、飼われることになった犬は、自らエサを求めることを知らず、人間に訴えかければ与えられるものと思っています。

しかも、弱い者をねらいますから、子供や女の人が食べ物を持っていれば、襲いかかるように食べようとします。

このようなとき、怖がってないたり逃げ出したりすると、ガブリとやられることがあります。

知らない犬に不用意に近づいたり、中途半端にエサを与えたり、急にかけ出すことはやめましょう。

省エネ
住宅現在の住まいでも
ちよつとした工夫で

暖冷房機器は

目的に応じて

暖冷房機器は、部屋の大きさや用途、使う人などに合わせて選びましょう。

冬場の温風機やストーブは、窓下におくのが理想的で、窓からの冷気流もすぐ暖まり、部屋全体の温度を一樣に保つことができます。

断熱材も、天井裏にしく繊維

チリも積もれば
山となる

住まいの省エネルギーを考える上で大切なことは、チリも積もれば山となるの心構えです。

どんな小さな工夫でも、それらの積み重ねによって、大きな省エネルギー効果が得られます。

たとえば、植木。家の周りに木を植えることで、直射日光をさえぎったり、風を防いだりすることができ、芝生も熱を吸収して太陽熱の反射を防ぎ、屋内への熱の侵入を少なくする効果があります。

大きな省エネルギー



小さな工夫

また、夜の寒さを防ぐには、断熱戸が適しています。

そのほか、すき間風の入る窓などは、市販のクッション・テープでふさいだり、カーテンやブラインドを利用するのも一つの方法です。

西日の暑さにお悩みの場合は、太陽熱を吸収して室内には通さない熱線吸収板ガラスや、逆に熱を反射する熱線反射ガラスを用いるとよいでしょう。

断熱材融資

実施中

断熱材の施工など、住宅の「断熱構造化」を促めるため、住宅金融公庫では、断熱性について一定の基準を満たす新築および増改築住宅に対し、最高三〇万円の割増融資を行っています。

くわしいことは、住宅金融公庫の支所・営業所か住宅金融公庫の業務を取り扱う銀行か信用金庫へお問い合わせてください。

住まいの省エネルギーテスト



はい、いいえで答え下さい

スタート

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 1. 屋根・天井・壁・床の断熱が大切なことをご存じですか？ | 25. 冷蔵庫のドアは手早く開閉していますか？ |
| 2. 断熱材を手にとって見たことがありますか？ | 24. 見たい番組が終わったらテレビを切りめますか？ |
| 3. 洋間の床にはじゅうたんを使っていますか？ | 23. 部屋の壁や天井の色を明るい色にしていますか？ |
| 4. 窓はびったりしまりますか？ | 22. 不要な電灯はこまめに消していますか？ |
| 5. 季節を考えて窓にカーテンをつけていますか？ | 21. けい光ランプは暗くなったら早目に取り替えていますか？ |
| 6. すき間風を防ぐ工夫をしていますか？ | 20. 照明器具はときどき掃除していますか？ |
| 7. 必要なときに換気していますか？ | 19. お風呂はつぎつぎに入っていますか？ |
| 8. 冬は太陽熱をうまく利用していますか？ | 18. 台所やお風呂の水やお湯の使い方を工夫していますか？ |
| 9. こたつには厚いふとんを掛けていますか？ | 17. 夏は室内の風通しをよくしていますか？ |
| 10. 薄着をするほど暖房をしすぎていませんか？ | 16. 夏は直射日光や西日をさける工夫をしていますか？ |
| 11. 部屋全体の暖房を考えてストーブの置き場を決めていますか？ | 15. 暖冷房温度はこまめに調節していますか？ |
| 12. 石油ストーブやガスストーブなどは時々手入れをしていますか？ | 14. ふとんをこまめに干し暖かくして寝ていますか？ |
| | 13. 暖房すると窓ガラスがなぜ結露するかご存じですか？ |

はいが 20 以上 合格です

15 以上 省エネルギーへの努力もう一息

14 以下 気づかずにエネルギーのむだをしていますよ

これくらいと思う油断を

火がねらう！

秋の火災予防運動11/26～12/2

北風と共に、火災が多く発生する季節となりました。

そこで、消防関係機関では全国一斉に火災予防運動を展開し、国民一人一人の防火意識の向上を図り、災害を未然に防ぐことにいたしております。

最近の建物火災の傾向は、大規模建築物の火災が減っている反面、依然として一般住宅等の火災は多く、火災による死亡者も多く発生しております。

当町における冬の火災は、近年発生しておりませんが、県下で一〇月中に発生した火災をみると、クリをゆでていてカマドの火がたき木に燃え移った(内子町)、天ぷらナベをかけたまま外出、油に火が移った(大洲市)、老人の寝たばこが寝具に燃え移った(松山市)等、どれをみてもちよっとした油断から火

災となっております。

私達の日常生活ではこうした危険は常にあると言えます。

また、最近ではプロパンガスの爆発事故も多く発生しております。あなたの「ちよっとした油断」が、こうした恐ろしい火災につながります。

年賀状は

十二月二〇日まで

あわただしい年末に年賀状を書くのは、とかく遅れがちになるものです。

早めに準備し、おそくとも十二月二〇日までにお出しください。

一月九日と一六日の日曜日は「年賀状を書く日」として家族そろって書きましょう。

楽しい年賀状を元旦にお届けするために次のことに御協力くださるようお願いいたします。

○あて名は、番地、〇〇号室まではっきり書いてください。
特にお子様や同居者あては「〇〇様方」と肩書きを必ず入れてください。

○あなたの住所も番地まで書いてください。

○受取入の郵便番号及びあなたの郵便番号を正確に書いて

ください。

肱川町内の郵便番号は「七九七一五」です。

○私製はがき等には「年賀」と朱書してください。

○郵便受箱には御家族全員のお名前を書いてください。

○大切な郵便物を守るため各戸に郵便受箱をお取り付けください。(郵便局で規格品をあっせんしております)

職員の移動

(一〇月三十一日)

退職 和田 富子
(町民課・保健婦)

診療は予約制

東洋医学研究所

東洋医学研究所が松山市末広町にある健康増進センター四階に、八月にオープンしました。

この研究所は、はり、きゅう、和漢薬による治療や研究、さらには、関係団体との相互研修を主な目的として設置されたもので、今後は、西洋医学と東洋医学のそれぞれの長所を生かした高度な治療が期待されます。

研究所の方針は、「勤めて古訓を求め、広く衆方を探る」という東洋の医聖、張仲景の方針に従って行います。

「勤めて古訓を求め」というのは、東洋人の医療上の英知を古典を通じて知り、現代に役立つものを発掘する研究事業であり、「広く衆方を探る」というの

は、現在伝承されている技術を調査して、その優れている部分を統合し、これを研修し、普及することです。

診療は予約制としていますが予約は電話でもできます。

電話番号は、松山・三三一八一五番です。

愛媛には、東洋医学の古い伝統があるため、優れた医師が伝承されていると思われます。

みなさんのご理解と優れた伝承者のご協力が得られるならば、この東洋医学研究所は、みなさんのご期待に応えることができます。



今月の税金

国民健康保険税 (7)

行政相談

とき 十二月五日

九時～一六時

とこ 肱川町公民館

担当 行政相談委員 福田 保

◆心配ごと相談◆ “お気軽に相談所へ”

◎相談時間 各相談日とも9時～16時
◎相談場所 町公民館心配ごと相談室 (肱川町社会福祉協議会)

相談日	担当相談員
11月25日	山中、宮本
12月5日	都谷、藏田、福田
12月15日	戒野、森本
12月25日	坂本、兵頭

相談員の自宅相談も受けけます

○妊婦検診

とき 十二月五日

ところ 一三時～一五時 肱川町公民館
医師 市立大洲病院
松尾 邦彦先生

○乳児健康相談

とき 十二月一日

ところ 一三時～一五時 肱川町公民館

○予子林栄養学級

とき 十二月一日

ところ 一〇時～一五時 予子林公民館
お誕生おめでとう
ごさいます

森

兵頭茂政さん
長男 茂利ちゃん

ごめいふくを
おいのりします

上森山 緒方タカヲさん